

## 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

1 意見募集期間 令和元年10月7日(月)から令和元年11月6日(水)まで

2 意見の件数 2人 17件

3 意見の内容と県の考え方

(1)安全点検の義務化に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「許可申請時に点検報告書を提出」との事だが、その場合報告書の保管期間を明示すべき。	点検報告書については同時に提出される許可申請書等と合わせ、各許可権者が定める公文書取扱規程等に基づき保存されます。

(2)自家用広告物の許可対象物件への追加に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	「自家用広告物」の許可必要案件は、 禁止地域：5㎡超 許可地域：10㎡超 との事だが、上記面積はかなり大きな広告物となると感じる。面積基準を再検討すべき。	許可対象物件となる表示面積の基準については、県内外の自治体との均衡や有識者の議論を踏まえお示しのように設定したものであり、適切なものと考えています。
3	「自家用広告物に係る許可基準」に構造上の規制も明記されているが、定性的な表現となっている。破損・倒壊の危険性を排除するための基準を新設するのであれば、広告物の「面積」だけではなく「重量」についても許可基準を設定すべき。	「重量」については、使用する素材等により大きな差が生じることから、一律に定めることが困難であるため、許可基準に位置付けることは考えていません。

### (3) 許可期間の延長に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	許可期間が「最長1年」から「最長3年」への改正となっているが、期間を延ばす理由が不明であり、適切な意見を行えない。改正案で期間を延ばす理由を提示の上で再度パブリック・コメントを実施すべきと考える。	許可期間の延長については、点検の実施により広告物の安全性が高まることを鑑み、国や他県との均衡、設置者の負担軽減の観点及び有識者による議論を経て判断したところです。なお、再度のパブリック・コメントの予定はありません。
5	許可期間の現状維持又は「3年」からの短縮（2年）を検討すべき。	

#### (4) 条例改正全般に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	<p>まずは条例の周知の実効性を上げる努力をすべき。条例制定前に設置された看板は放置状態であり、規制区域内に新たに設置された物も多いが、条例の許可を取っているのか疑問であり、許可証票などの表示が必要なのではないか。道路敷内に幟旗や簡易な看板を設置する場合もあり、改正以前に条例の周知徹底と実効性のある運用が必要。</p>	<p>本改正に合わせ、屋外広告物の設置者や広告主等に対し、改めて本条例を周知するとともに、違反広告物に対する指導等を引き続き行ってまいります。</p>
7	<p>本件内容は地域性、専門性、県内市町、企業との関係性が高いものとなっているが、県民からの意見募集の他に、住民・関係者、関係団体、市町等からの意見聞き取り等の実施を願う。</p>	<p>本条例の改正に当たっては、市町に対する説明会や意見照会に加え、有識者により構成される山口県屋外広告物安全対策等検討会や山口県屋外広告物審議会でのご議論をいただいています。</p>
8	<p>条例の文面を作成後、再度パブリック・コメントを実施すべき。再度の実施をしない場合は、文面作成後どのように条例改正の手続きが進むのか明示願う。また、条例の作成、改定についてのパブリック・コメント実施の際は、常時どのように手続きが進むのかも明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントでは、県の考えをわかりやすく端的に示すため、条文の形式ではなく、概要や改正内容を整理した表などにより実施したところです。このため、再度のパブリック・コメントの予定はありません。なお、本条例は、いただいた意見を踏まえ、審議会への諮問や県議会での議決など必要な手続きを経て改正されることとなります。</p>

(5)パブリック・コメント等に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	関係法令等も確認した上で意見作成すべきと感じるが、全く同時期にパブリック・コメントが集中しており、1カ月では意見作成が困難。意見募集期間の延長又は今回の意見募集の回答を提示の上で再度意見募集を求める。当該要請を断る場合は、その理由を明示願う。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。意見募集の時期・期間については、各々の計画等の策定過程において決定しており、期間延長等の予定はありません。
10	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、具体的（媒体、掲載日、大きさ）について提示願う。	県ホームページでの広報を行うとともに、令和元年10月16日付の山口新聞（縦10cm×横5cm）と中国新聞（縦12.5cm×横5cm）に個別広告を掲載しました。
11	県広報紙にパブリック・コメントの一般的広報の掲載がない理由を明示願う。また、県広報紙には常時パブリック・コメントの一般的広報を掲載願う。	県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のあるホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
12	当パブリック・コメント期間中の新聞紙面「山口県からのお知らせ 山口県広報」には当該パブリックコメントの記述がなかった。なぜパブリックコメントに関する記述がないのか説明願う。また、期間中の当該欄にはパブリックコメント実施中の広報実施を願う。	令和元年10月16日付の山口新聞と中国新聞に個別広告を掲載しております。限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
13	今回、同一期間中に3件の案件が集中しているが、県行政として意見募集の集中について対応を取っているか。取っていない場合はその理由、取っている場合はなぜ今回3件の集中が発生したのか説明願う。	意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しております。議会日程との関係で、時期が重なることがあります。

14	県の施策として1か月の期間でのパブリック・コメントが存在する中、県広報紙は隔月あるいは3か月の間隔となっているが、県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を隔月（またはそれ以上の間隔での）発行としている理由を明示願う。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
15	意見送付県民数、意見数から今回のパブリック・コメントの広報が十分に実施されたかの判断を明示願う。	十分な広報がなされたものと考えています。

### (6)その他

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	年代認識のしやすさを考え、年代表記は西暦又は西暦・元号の併記とされたい。	国の法令は元号表記を採用しており、山口県条例についても元号表記を採用することとなりますが、今後の周知の際の参考とさせていただきます。
17	県民にはなじみのない、薄い専門用語・行政用語が散見された。用語解説の掲載を願う。	今後の周知の際の参考とさせていただきます。